

第四種郵便物（通信教育）を利用している国土交通省所管の資格等

通信教育の対象となる資格	資格等の定義	海技士資格の根拠となる法令
海技士	海技免許を受けた者。	<p>○船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）</p> <p>第 4 条 船舶職員になろうとする者は、海技士の免許を受けなければならない。</p> <p>2 海技免許は、国土交通大臣が行う海技士国家試験に合格し、かつ、その資格に応じ人命救助その他の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び能力を習得させるための講習であつて第十七条及び第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けたものの課程を修了した者について行う。</p> <p>3 海技免許の申請は、申請者が海技試験に合格した日から一年以内にこれをしなければならない。</p> <p>※「運輸省直轄の海技専門学院は運輸省の認定したものとして取り扱われたい」旨の通達（通業第 153 号（昭 26. 4. 6））により、現在、独立行政法人海技教育機構の行う通信教育を、国土交通省認定通信教育として取り扱っているもの。</p>

通信教育の対象となる資格	資格等の定義	通信教育を行う根拠となる法令
宅地建物取引士	宅地建物取引士証の交付を受けた者。	<p>○宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）（抄） （宅地建物取引士の登録）</p> <p>第 18 条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認めたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行つた都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>○宅地建物取引業法施行規則（昭和 32 年建設省令第 12 号）（抄） （法第十八条第一項の国土交通大臣が実務の経験を有する者と同等以上の能力を有すると認めた者）</p> <p>第 13 条の 16 法第十八条第一項の規定により国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認めた者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 宅地又は建物の取引に関する実務についての講習であつて、次条から第十三条の十九までの規定により 国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録実務講習」という。）を修了した者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（登録実務講習事務の実施に係る義務）</p> <p>第 13 条の 21 登録実務講習実施機関は、公正に、かつ、第十三条の十九第一項第二号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録実務講習事務を行わなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 講義及び演習の総時間数はおおむね五十時間とし、次の表の上欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間以上登録実務講習を行うこと。ただし、国土交通大臣の定めるところにより 登録実務講習の一部を通信の方法により行う場合は、この限りでない。</p> <p>五～十三 （略）</p>

○宅地建物取引業法施行規則第十三条の十六第一号の規定に基づく登録実務講習の演習方法等を定める件（平成18年国土交通省告示第702号）（抄）

第一 （略）

第二 登録実務講習の一部を通信の方法により行う場合

規則第十三条の二十一第四号の規定により登録実務講習の一部を通信の方法により行う場合は、表の下欄に掲げる講義（以下単に「講義」という。）に代えて、それと同程度に受講の効果を得られる通信講座を行った後に、表の下欄に掲げる演習を十二時間以上行うものとする。

第三～第五 （略）